

第121号議案

令和5年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度南魚沼市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「219,145千円」を「225,796千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 大和病院事業資本的収入	70,632千円	21,949千円	92,581千円
第1項 企業債	20,000千円	10,900千円	30,900千円
第3項 県補助金	1千円	11,049千円	11,050千円
（補正しない項の額）	50,631千円	0千円	50,631千円
第2款 市民病院事業資本的収入	428,790千円	2,500千円	431,290千円
第1項 企業債	57,500千円	2,500千円	60,000千円
（補正しない項の額）	371,290千円	0千円	371,290千円
支 出			
第1款 大和病院事業資本的支出	115,163千円	28,600千円	143,763千円
第1項 建設改良費	21,500千円	28,600千円	50,100千円
（補正しない項の額）	93,663千円	0千円	93,663千円
第2款 市民病院事業資本的支出	603,404千円	2,500千円	605,904千円
第1項 建設改良費	206,300千円	2,500千円	208,800千円
（補正しない項の額）	397,104千円	0千円	397,104千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	23,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金、地方公共団体金 融機構資金及び民間等 資金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入の年から据置期間 を含み 30 年以内に償 還するものとする。 その他借入先の融資条 件に従う。 ただし、据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは低 利に借り換えすること ができる。
借換債	54,500			
計	77,500			

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	36,400	変更なし	変更なし	変更なし
借換債	変更なし			
計	90,900			

令和5年12月15日提出

南魚沼市長 林 茂 男